

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
法第 31 条((退職手当等とみなす一時金))関係 (<u>確定給付企業年金法等の規定に基づいて支払われる一時金</u>) 31—1 法第 31 条第 3 号に規定する「加入者の退職により支払われるものその他これに類する一時金として政令で定めるもの」又は令第 72 条第 2 項に規定する「加入員の退職に基因して支払われるもの」には、<u>確定給付企業年金法</u>の規定に基づいて支払われる退職一時金、<u>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律</u>(平成 25 年法律第 63 号。以下「平成 25 年厚生年金等改正法」という。)第 1 条((厚生年金保険法の一部改正))の規定による改正前の厚生年金保険法第 9 章((厚生年金基金及び企業年金連合会))の規定に基づいて支払われる退職一時金、法人税法附則第 20 条第 3 項((退職年金等積立金に対する法人税の特例))に規定する適格退職年金契約に基づいて支払われる退職一時金、平成 25 年厚生年金等改正法附則の規定に基づいて支払われる退職一時金、平成 25 年厚生年金等改正法第 2 条((確定給付企業年金法の一部改正))の規定による改正前の確定給付企業年金法の規定に基づいて支払われる退職一時金又は確定拠出年金法の規定に基づいて老齢給付金として支払われる一時金のうち、次に掲げる一時金がそれぞれ含まれるものとする。 (1) <u>確定給付企業年金規約、厚生年金基金規約又は適格退職年金契約に基づいて支給される年金の受給資格者に対し当該年金に代えて支払われる一時金のうち、退職の日以後当該年金の受給開始日までの間に支払われるもの(年金の受給開始日後に支払われる一時金のうち、将来の年金給付の総額に代えて支払われるものを含む。)</u> (注) 上記一時金の課税年分については、30—4 の取扱いに準ずる。 (2) 確定拠出年金法に規定する企業型年金規約又は個人型年金規約に基づく年金の受給開始日後に支払われる一時金のうち、将来の年金給付の総額に代えて支払われるもの (注) 上記一時金の課税年分については、当該一時金の支給期の属する年分とし、令第 77 条の規定の適用はないことに留意する。 (3) <u>確定給付企業年金規約の加入者又は厚生年金基金(企業年金連合会を含む。)</u>若しくは<u>適格退職年金契約の加入員</u>に対し、30—2 の(2)及び(4)から(6)まで並びに 30—2 の 2 に掲げる退職に準じた事実等が生じたことに伴い<u>加入者又は加入員(厚生年金基金の場合の加算適用加入員を含む。)</u>としての資格を喪失したことを給付事由として支払われる一時金(当該事実等が生じたことを給付事由と	法第 31 条((退職手当等とみなす一時金))関係 (<u>厚生年金基金等から支払われる一時金</u>) 31—1 法第 31 条第 2 号に規定する「加入員の退職に基因して支払われるもの」又は同条第 3 号に規定する「加入者の退職により支払われるものその他これに類する一時金として政令で定めるもの」には、<u>厚生年金保険法第 9 章((厚生年金基金及び企業年金連合会))の規定に基づいて支払われる退職一時金、確定給付企業年金法</u>の規定に基づいて支払われる退職一時金、法人税法附則第 20 条第 3 項((退職年金等積立金に対する法人税の特例))に規定する適格退職年金契約に基づいて支払われる退職一時金又は確定拠出年金法の規定に基づいて老齢給付金として支払われる一時金のうち、次に掲げる一時金がそれぞれ含まれるものとする。 (1) <u>厚生年金基金規約、確定給付企業年金規約又は適格退職年金契約に基づいて支給される年金の受給資格者に対し当該年金に代えて支払われる一時金のうち、退職の日以後当該年金の受給開始日までの間に支払われるもの(年金の受給開始日後に支払われる一時金のうち、将来の年金給付の総額に代えて支払われるものを含む。)</u> (注) 上記一時金の課税年分については、30—4 の取扱いに準ずる。 (2) 確定拠出年金法に規定する企業型年金規約又は個人型年金規約に基づく年金の受給開始日後に支払われる一時金のうち、将来の年金給付の総額に代えて支払われるもの (注) 上記一時金の課税年分については、当該一時金の支給期の属する年分とし、令第 77 条の規定の適用はないことに留意する。 (3) <u>厚生年金基金(企業年金連合会を含む。)</u>若しくは<u>適格退職年金契約の加入員</u>又は<u>確定給付企業年金規約の加入者</u>に対し、30—2 の(2)及び(4)から(6)まで並びに 30—2 の 2 に掲げる退職に準じた事実等が生じたことに伴い<u>加入員(厚生年金基金の場合の加算適用加入員を含む。)</u>又は<u>加入者</u>としての資格を喪失したことを給付事由として支払われる一時金(当該事実等が生じたことを給付事由と

改正後	改正前
として、使用者から 30—2 の(2)及び(4)から(6)まで並びに 30—2 の 2 に掲げる退職手当等が支払われる場合に限る。) (注) 上記の場合において、加入者又は加入員に支払われる退職手当等が<u>確定給付企業年金規約又は厚生年金基金規約若しくは適格退職年金契約に基づいて支払われるもののみである場合には、上記かっこ書は適用しない。</u>	して、使用者から 30—2 の(2)及び(4)から(6)まで並びに 30—2 の 2 に掲げる退職手当等が支払われる場合に限る。) (注) 上記の場合において、加入員又は加入者に支払われる退職手当等が<u>厚生年金基金規約若しくは適格退職年金契約又は確定給付企業年金規約に基づいて支払われるもののみである場合には、上記かっこ書は適用しない。</u>
法第 73 条((医療費控除))関係 (医薬品の購入の対価) 73—5 令第 207 条第 2 号に規定する医薬品とは、<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 1 項((医薬品の定義))に規定する医薬品をいうのであるが、同項に規定する医薬品に該当するものであっても、疾病の予防又は健康増進のために供されるものの購入の対価は、医療費に該当しないことに留意する。</u>	法第 73 条((医療費控除))関係 (医薬品の購入の対価) 73—5 令第 207 条第 2 号に規定する医薬品とは、<u>薬事法第 2 条第 1 項((医薬品の定義))に規定する医薬品をいうのであるが、同項に規定する医薬品に該当するものであっても、疾病の予防又は健康増進のために供されるものの購入の対価は、医療費に該当しないことに留意する。</u>
法第 204 条((源泉徴収義務))関係 (技術士の行う業務と同一の業務を行う者の意義) 204—18 令第 320 条第 2 項に規定する「技術士又は技術士補以外の者で技術士の行う業務と同一の業務を行う者」とは、技術士法第 2 条((定義))に規定する技術士又は技術士補の資格を有しないで、科学技術（人文科学だけに係るものを除く。）に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務（他の法律においてその業務を行うことが制限されている業務を除く。）を行う者をいうことに留意する。 (注) 上記かっこ内の「他の法律においてその業務を行うことが制限されている業務」には、次のようなものがある。 (1) 電気事業法第 43 条((主任技術者))に規定する主任技術者の業務 (2) ガス事業法第 31 条((ガス主任技術者))に規定するガス主任技術者の業務 (3) 医師法第 17 条((非医師の医業禁止))に規定する医師の業務 (4) <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 7 条((薬局の管理))、第 17 条((医薬品等総括製造販売責任者等の設置))、第 23 条</u>	法第 204 条((源泉徴収義務))関係 (技術士の行う業務と同一の業務を行う者の意義) 204—18 令第 320 条第 2 項に規定する「技術士又は技術士補以外の者で技術士の行う業務と同一の業務を行う者」とは、技術士法第 2 条((定義))に規定する技術士又は技術士補の資格を有しないで、科学技術（人文科学だけに係るものを除く。）に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務（他の法律においてその業務を行うことが制限されている業務を除く。）を行う者をいうことに留意する。 (注) 上記かっこ内の「他の法律においてその業務を行うことが制限されている業務」には、次のようなものがある。 (1) 電気事業法第 43 条((主任技術者))に規定する主任技術者の業務 (2) ガス事業法第 31 条((ガス主任技術者))に規定するガス主任技術者の業務 (3) 医師法第 17 条((非医師の医業禁止))に規定する医師の業務 (4) <u>薬事法第 7 条((薬局の管理))又は第 17 条((総括製造販売責任者等の設置))の規定により薬剤師等が行うべき管理の業務</u>

改正後	改正前
<u>の2の14((医療機器等総括製造販売責任者等の設置))又は第23条の34((再生医療等製品総括製造販売責任者等の設置))の規定により薬剤師等が行うべき管理の業務</u> (5) 電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第47条各号((エックス線作業主任者の職務))に規定するエックス線作業主任者の業務 (6) 食品衛生法第48条第1項((食品衛生管理者))に規定する食品衛生管理者の業務	(5) 電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第47条各号((エックス線作業主任者の職務))に規定するエックス線作業主任者の業務 (6) 食品衛生法第48条第1項((食品衛生管理者))に規定する食品衛生管理者の業務